

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン

②評価調査者研修修了番号

2408-007-02

2007010176

--

--

--

--

③施設名等

名称	いわつき
----	------

施設長氏名	小島 誠
-------	------

定員	88名
----	-----

URL	http://sswc-gr.jp/sswc/
-----	-------------------------

【施設の概要】	
---------	--

開設年月日	1982/7/1
-------	----------

経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
-----------------	-------------------

職員数 常勤職員	29名
----------	-----

職員数 非常勤職員	22名
-----------	-----

専門職員の名称（ア）	社会福祉士
------------	-------

上記専門職員の人数	1名
-----------	----

専門職員の名称（イ）	保育士
------------	-----

上記専門職員の人数	12名
-----------	-----

専門職員の名称（ウ）	看護師
------------	-----

上記専門職員の人数	1名
-----------	----

専門職員の名称（エ）	栄養士
------------	-----

上記専門職員の人数	1名
-----------	----

専門職員の名称（オ）	調理師
------------	-----

上記専門職員の人数	4名
-----------	----

専門職員の名称（カ）	臨床心理士
------------	-------

上記専門職員の人数	3名
-----------	----

施設設備の概要（ア）居室数	児童居室計64、ユーティリティ室8、宿泊室4、他
---------------	--------------------------

施設設備の概要（イ）設備等	管理棟（職員執務室、心理療法室、親子訓練室、実習生宿泊室 他）
---------------	---------------------------------

施設設備の概要（ウ）	
------------	--

施設設備の概要（エ）	
------------	--

④理念・基本方針

（1）経営理念（法人）

埼玉県社会福祉事業団は、利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい、共に歩む施設を目指し、地域福祉に貢献します。

（2）経営方針（法人）

- 1 安心・安全な利用者支援
- 2 愛情支援
- 3 効果的・効率的な施設経営
- 4 経営の透明性
- 5 継続的な改善

（3）基本方針（施設）

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- 1 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- 2 心の傷を癒す治療的養護の充実
- 3 安心・安全な生活の保障
- 4 地域との交流・連携の充実

⑤施設の特徴的な取組

- ・児童一人ひとりの児童自立支援計画を策定し、関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- ・児童の自立に向けて支援を行う。
（社会・就労体験事業、児童自立サポーターによる就職・進学支援事業の実施）
- ・退所児童に対するアフターケア
- ・心理ケアの充実
- ・親子訓練室を活用した自活体験
- ・地域住民との交流
- ・利用者等のニーズを把握し、生活の課題解決に向けた支援を行う。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2015/8/1
-------------------	----------

評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/1/28
------------------	-----------

受審回数	2回
------	----

前回の受審時期	平成24年度
---------	--------

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 【子どもの進路について】
 進路決定にあたっては、本人の意向を基に学校、児相、保護者等とも十分協議し決定しています。早い時期から進路に付いて自己決定ができる様、進路選択に必要な資料を収集して子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っています。地域で、子ども達を資金面からサポートする「いわつきのこどもたちにエールを送る会」が発足しており、個人・事業所・団体より寄付金を募り継続的な支援が行われています。又、社会・就労体験・児童自立サポーターズによる支援・インターンシップの活用等、就職・進学に繋がる支援を実施している他、アルバイトも社会体験の場として積極的に奨励しています。商業簿記資格や工作機械操作、フォークリフト免許等、各種の資格取得を積極的に奨励しています。

2. 【子どもとのコミュニケーション】
 毎年、子どもへのアンケート調査が行われ、満足度を定量的に把握しています。又、棟代表による「家族会(子どもと担当職員。保護者とは関係ない)」や子ども全員参加の「児童会」を定期的開催し意見や要望の聴取に努め、改善に結び付けています。子どもが具体的に相談したり意見を述べたりする際、職員に面談する他に、意見箱や苦情・相談窓口(施設相談窓口・施設長・第三者委員・県相談窓口)等、複数の方法や相手を自由に選べる事を、「権利ノート」や「いわつきの生活について」の中で分かり易く説明しています。

3. 【リスクマネジメント】
 災害・事件・事故・感染症・疾病等、リスク毎にマニュアルが策定されており、事故防止対策委員会・防災対策委員会・安全環境美化委員会等、各種委員会組織に於いて現状把握・対応策策定・実施等が検討され、安全・安心な環境確保がされています。ヒヤリハットについては、ヒヤリハット分析検討委員会に於いて、事例収集・要因分析・改善策検討・実施等の取組が行われています。又、各種感染症に特化した詳細な対応マニュアルが準備されており、看護師による感染症対応指導・研修が毎年行われています。新たな事案等が発生した場合にも、都度、マニュアルの改変が行われています。

◇改善を求められる点

1. 【事業計画の周知】
 事業計画は、子どもに対しては分かりやすい文書を別途作成し、所内にも掲示して周知を図っていますが、保護者に対しては、家族会等の開催が難しい事もあり、説明や資料の配布はされていません。色々な事情があり家族会等を持つ事が難しい事は理解できますが、郵送をする等の工夫で施設をより理解して貰う働き掛けも必要ではないかと思われます。

2. 【被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応】
 対応マニュアル的に「いわつき 児童のプライバシー保護及び権利擁護に関する規程」が策定されています。そこに児童のプライバシー保護と虐待防止等の権利擁護に関する事項が掲げられており、届出者・通告者が不利益を受ける事のない仕組が準備されていますが、内容を子ども等に説明する為の資料作成・配布・所内掲示やそれに基づく説明等はされていません。規程が「歯止め効果」を発揮する為には、やはり当事者である子ども達が仕組をよく理解する事が不可欠ではと感じられます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の重点目標でもある児童の進路支援や権利擁護に係る取組み、また感染症対策を含めたリスクマネジメント体制など、施設の運営について高く評価されたことは励みになるものであり、今後とも地域と連携しながら、児童が健やかに成長できるよう、支援の充実を図っていきます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 理念・基本方針は、ホームページやパンフレットに明示されており、年度始めの職員会議等で周知が図られている。子どもや保護者に対しては分かり易く表現した資料に基づき説明されている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 施設や法人を取り巻く環境や動向・課題については、法人としての中・長期的な分析と併せ、県児童福祉協議会やさいたま市社会福祉審議会に委員として参加する事により把握・分析がされている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 中期計画から抽出された重点目標に具体的な経営課題が挙げられており、運営会議にて中期計画の進捗状況の確認を行う中で周知徹底が図られている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結 果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 中期計画を受けて、課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容として重点目標が掲げられており、法人の運営プロジェクトや施設の運営会議に於いて評価・見直しが行われている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 年度事業計画は、毎年、文言の繰り返しが見られるが、重点目標として別途課題が抽出され、県のモニタリング時を利用して、重点目標の評価・見直しがされている。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しは役付会議・寮長連絡会・棟会議を経て職員に周知徹底されている。又、年4回の県のモニタリング・年2回の評価・見直しも併せて行われている。事業計画と事業報告について、各々の表示されている内容からその関連を対比する事が難しい表示と感じられる。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 事業計画は、子どもに対しては分かりやすい文書を別途作成し、所内にも掲示して周知を図っているが、保護者に対しては、家族会等の開催が難しい事もあり、説明や資料の配布はされていない。色々な事情があり難しい事は理解できるが、郵送をする等の工夫で施設をより理解して貰う働き掛けも必要かと思われる。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結 果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 養育・支援の質の向上に向けた取組として、事業団作成の自己評価票に基づく評価や安全・衛生・職員倫理・虐待等、各種チェックリストによる評価が行われており、第三者評価も定期的に受審されている。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 自己評価票に基づく評価やチェックリストによる評価によって抽出された改善課題は、職員会議等に於いて検討され、具体的な改善策が策定され取組が行われ、必要に応じて見直しもされている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結 果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は、ホームページに於いて所信を表明すると共に、職務分掌で自身や職員の役割と責任を決め、表明している。又、年度始めの全体会議に於いて経営方針への取組や施設の目標等を含め、表明し周知を図っている。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 遵守すべき法令等を理解する為、施設長は各種研修に参加し、運営会議での報告を通じ周知・徹底を図っている。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 具体的な課題を重点目標に掲げ、定期的、継続的に評価・分析を行っている。又、各種委員会(給食・保健衛生、・ヒヤリハット分析検討、安全・環境美化、等)を組織し、養育・支援の質の向上に付いて、体制を整備している。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 各種委員会を設置し職員と共にその運営に携わり、具体的に経営改善や業務の実効性を高めるべく、指導している。又、勤務体制に柔軟性を持たせ、職員の働きやすい環境整備にも取り組んでいる。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結 果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 法人として、中・長期計画に於いて、「人材の確保育成」が重点テーマに掲げられている。施設としては、必要と思われる専門職員に付いては、標準よりも多い人員計画を設定しており、欠員が出たら直ぐに補充する事で人員体制の充実に努めている。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 法人の「人材育成計画」に、期待する職員像として【元気・優気・根気】が示されており、個人別目標の達成度により評価する基準を明確に設定している。又、フィードバック面談や自己申告制度により、職員は将来的な処遇に付き、要望を表明出来る制度も機能している。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 職員の意向については、自己申告制度や評価制度のフィードバック面談、個人面接等で把握している他、リフレッシュ休暇制度の導入や柔軟なシフト体制等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。又、職員の悩み相談窓口が法人内に設置されている等、職員が相談しやすい様な取組を行っている。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 職員一人ひとりの目標管理の為に仕組みが構築されており、各人の目標を明確にして、年2回の評価面談時に進捗状況や達成度の確認・見直しも実施されている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 法人の「人材育成計画」に、期待する職員像として【元気・優気・根気】が示されている他、職員行動基準の中に必要とされる専門性や資質が明示されている。職員一人ひとりの教育・研修計画も策定されており、研修委員会に於いて計画の評価・見直しと併せ、研修内容やカリキュラムの評価・見直しを行っている。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は教育・研修計画に併記されている。適宜、法人本部の各種階層別研修等に参加すると共に、施設内で外部研修への参加、内部研修の計画開催の取組を行っている。年度当初に職員一人ひとりの研修希望もとっている。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 実習生受入要領・事務マニュアル・実習生のしおり等が準備されており、社会福祉士が実習担当者となり受入体制を整えている。学校側と実習内容について連携してプログラムを整備すると共に、実習期間中に於いても教師による実地面談を行う等、継続的な連携を維持している。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページに、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画・事業報告、予算・決算情報等が適切に公開されている。又、苦情・相談を受けた中で、公表すべき内容は所内掲示がされている。地域に向けては、地域自治会・民生委員との連絡会を毎年開催し、施設の理念・基本方針始め、年度事業計画の説明等を行っている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 施設における事務、経理、取引等に関する規程が法人により規定されており、職員等に周知している。内部監査に関しては、年1回法人による監査が行われており、又、公認会計士による外部監査も実施され経営課題の抽出・改善も行われている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結 果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 地域との交流については、地域スポーツクラブへの参加、近隣での買い物等の他、清掃協力・特養訪問(児童によるボランティア活動)、いわつき祭りへの参加、敬老会慰問、郷土料理講習会の開催、等々を行っている。地域との共生について、基本的な考え方も文書化もされている。学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりも併せて行っている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 運営の手引きの中にボランティアの対応について記載され、マニュアルの整備もされている。学校主催の土曜教室への職員派遣等の協力も行っている。具体的に受けているボランティアの支援としては、旅行への付き添いや植栽・草むしり(シルバー人材センター)、施設イベントの手伝い等、がある。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 当該地域の関係機関・団体に付いて、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。学校や児童相談所、福祉機関、家庭支援センター、障害者支援センター等と連携を図り、連絡会の実施等も行っている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】 地域との連絡会の開催や要保護児童対策地域協議会への参加、災害時の相互援助等、地域からも理解が得られており、コミュニケーションが取れている。又、施設のスペースを活用して、郷土料理講習会、グラウンドの駐車場利用、地域の餅つき大会、里親懇談会、福祉講演会講師等に参加し、地域の活性化やまちづくりに貢献している。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 民生委員や行政、要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。又、見学の受け入れやショートステイ、里親前認定研修や里親懇談会の実施等、公益的な事業・活動を行っている。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結 果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 子どもを尊重した取組として、養育支援に係る研修やチェックリスト、倫理綱領の読み合わせ、精神科の医師による講習会開催等、子どもの権利擁護について、研修を実施している。	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
【コメント】 プライバシー保護規程・マニュアルの他、全養協倫理要綱や倫理綱領、職員行動規範が策定されており、職員に周知を図っている。子どもに対しても、CAP講習や子どもの権利ノートを使用しての教育を行い、プライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 施設のパンフレットやホームページに、理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を分かりやすく明示している。又、入所時に配布している「いわつきの生活に付いて」や「保護者の皆様へ」にも詳しく掲載されている。子どもや保護者等に提供する情報に付いては、変更があった都度、適宜見直しを実施している。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 入所時に、子どもに対しては「いわつきの生活に付いて」や保護者には「保護者の皆様へ」を配布して分かりやすく説明している。養育・支援の開始に於いては、児童相談所同席の下、子どもや保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 措置変更や地域・家庭への移行等に当たっては、自立支援計画等で引き継ぎを行い情報の共有化を図っている。またアフターケアカードを発行し、退所後の相談方法や担当者に付いて説明を行い、計画的にアフターケアを行っている。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 毎年、子どもへのアンケート調査が行われ、満足度を定量的に把握している。又、棟代表による家族会(保護者とは関係ない)や子ども全員参加の児童会を定期的に開催し、意見や要望の聴取に努めている他、意見箱も設置されており、具体的な改善に結び付けている。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 苦情・相談窓口が設置され、第三者委員の選任も行われており体制が整備されている。又、所内掲示と併せ、権利ノート等でも子ども達には分かりやすく説明している。意見箱の設置も行われ、記録と合わせ対応内容のフィードバックを行うと共に、内容に応じて所内掲示をし周知を図っている。要望に付いては、毎月の運営会議(役付会議)で職員への周知が図られている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】 子どもが相談したり意見を述べたりする際、職員の外に意見箱や苦情・相談窓口、家族会(保護者とは関係ない)・子ども全員参加の児童会等、複数の方法や相手を自由に選べる事を、「権利ノート」や「いわつきの生活について」の中で分かりやすく説明している。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等に付いて定めたマニュアル等を整備し、適宜、見直しも行われている。意見箱の設置やアンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行い、食・住環境等、要望に基づいた改善も行われている。		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結 果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】 災害・事件・事故・感染症・疾病等、リスク毎にマニュアルが策定されており、事故防止対策委員会・防災対策委員会・安全環境美化委員会等、委員会組織に於いて安全・安心な環境確保が検討・実行されている。又、ヒヤリハット分析検討委員会に於いて、事例収集・要因分析・改善策検討・実施等の取組が行われている。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 各種感染症に特化した対応マニュアルが準備されており、看護師による感染症対応指導・研修が毎年行われており、マニュアルの改変も適宜行われている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 災害対策委員会が設立されており、日々の検討内容に基づき毎月の避難訓練・総合防災訓練等を行い、マニュアルに従い対応体制の確認がされ、消防署からの指導も受けている、又、地域と合同避難訓練も実施し、一部、地域対応も含めた食料や備品類等の備蓄を推進している。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結 果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 標準的な実施方法マニュアルとして「処遇の手引き」が策定されており、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されている。又、日々の支援や新任研修マニュアルとしても用いられ、職員に周知・徹底が図られている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 各業務担当からの意見を集約し、適宜、養育・支援の標準的な実施方法の見直しが行われている。自立支援計画の内容や職員・子ども等からの意見・提案の中から、標準的な支援方法にフィードバックされ、改善の提案が反映される仕組みとなっている。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されており、心理士や家庭支援専門相談員とも協議し、適切に自立支援計画策定に結びつけている。個別支援計画には子ども一人ひとりの具体的なニーズが反映される仕組みとなっている。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 年度末に作成した個別支援計画は、6月、10月に見直し、年度末に評価・見直しを行い、子どもの意向把握と同意を得て次年度用個別支援計画を作成している。評価・見直しに当たっては、棟ごとに自立支援検討会議を開催し、必要があれば改訂する仕組みとなっている。	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】 個別支援計画に基づく養育・支援の実施状況の記録は、日々の育成経過記録に記載されている。個別支援計画は、その記録要領に従い策定されている。パソコンのネットワークシステムを利用し、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 法人として個人情報保護規程、及び文書管理規程が策定されており、子どもに関する記録の管理体制が確立している。文書管理規程では、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。職員に対しては、個人情報保護の観点から教育や研修が行われている。		

□
内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】 いわつき職員行動基準が定められて、権利擁護に関する振り返りを棟会議や全体会議で実施している。職員は、受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝える等、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】 児童相談所とも相談しながら、子どもの発達等に応じて可能な限り事実を伝えようとしている。伝え方や内容等に付いて職員会議等で確認し、職員間で共有している。		
(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 子どもには、入所時に権利ノート等を利用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利に付いて分かり易く説明している。又、児童・職員による家族会や児童会等でも話をするようにしている。職員間でも事例検討等を行い、学習の機会を持っている。		
(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】 児童会によるレク大会、地域スポーツ少年団への参加、老人施設へのボランティア、社会体験就労等を通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育めるよう支援している。又、職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保する為に、誕生会を外で食事をしながら祝う等の配慮を行っている。		

(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 「いわつき職員行動基準」・埼玉県児童擁護・児童自立支援施設協議会倫理綱領に基づき、懲戒規定を含め厳正に処分等を行う仕組みが徹底されている。又、虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告する等、適切な調査をし対処する事が義務付けられており、職員に周知されている。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をする事や、法人の就業規程に基づいて、懲戒処分を含む厳正な処分を行う様な仕組みが作られている。「子どもの権利擁護の為にガイドブック」等を利用し、具体的な例を示し職員に徹底している。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】 対応マニュアル的に「いわつき 児童のプライバシー保護及び権利擁護に関する規程」が策定されている。そこに児童のプライバシー保護と虐待防止等の権利擁護に関する事項が掲げられており、届出者・通告者が不利益を受ける事のない仕組みが準備されているが、内容を子ども等に説明する為の資料配布・所内掲示やそれに基づく説明はされていない。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 子どもの思想・信教の自由に付いては、最大限に配慮し制限をしていない。施設内での布教に付いては行わない様、お願いをしている。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】 入所に当たっては、子どもが一番不安を感じているので、入所前の訪問面談や施設見学を行い、安心・安全な場所である事を先ず理解して貰っている。施設として、入所の相談から生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応に付いての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。		
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 家族会(職員と子ども代表)や児童会(子ども全員参加)に於いて、生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。又、同様に生活日課や生活プログラムは家族会や児童会の中で、子どもとの話し合いを通じて策定されている。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】 地域でのスポーツ少年団やドッジボールクラブ、ピアノ、スイミング等の参加に関しては、子ども一人ひとりの選択を尊重している。施設の行事に付いて、企画から詳細の決定まで家族会や児童会で検討し、主体的に関わる事が出来る様、支援している。		
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
【コメント】 毎月、限られたお金を計画的に使ったり、金銭の自己管理ができるよう支援している。又、自立を控えた子ども等、必要な子どもに対しては、一定の生活費の範囲で生活する事を学ぶ自活体験プログラムを実施している。		

(8) 継続性とアフターケア	
① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法等、児相や関係機関との役割を明確にしている。アフターケアを実施しており、退所後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年(以後1年毎)と連絡を取る支援計画があり、記録も整備されている。	
② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】 高校進学が困難な対象児童はいないが、高校中退し自立するまでの支援は本人の希望に合わせ実施している。進学や生活場所を確保するまでの支援として措置延長を利用している。	
③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 退所後の生活に向けて、自活体験・インターンシップ・サポーターズと云うリービングケアの支援の実施や、アフターケア要綱に沿った退所後のアフターケアを実施している。行政や民間団体等とも連携して、就職支援を実施する事もある。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結 果
① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 職員は、いわつき職員行動基準に基づき児童を受容し、児童の立場を理解するよう務めている。又、様々な知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う努力をしている。支援困難児童については、心理士との連携により理解を深めている。	
② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 幼児、小学生低、高学年、中学、高校生、各々に配慮した日課を組んでいる。祝い事等があった際の個別外出や、幼児とは就床時に添い寝する等の関わりを大切に、触れ合う時間を確保している。子どもとのケース担当制をひいており、子どもと職員との関係性を重視している。	
③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】 処遇の手引きに記載されている様に、職員は、子どもの自発性、積極性を引き出す為に待つ姿勢で見守りながら側面から援助している。又、見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】 学校等と連携を図り、個々の能力にあった教育が提供できる様、配慮している。学習や遊びのボランティアも多く受け入れている。日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている(Jボード等)。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。幼児は全員幼稚園に通園している。	
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】 子ども達の社会は自分達で秩序を保つ様、家族会や児童会等で話し合いの場を設定している。個別行事、地域のドッチボールやスポーツクラブへ参加する等を通して、社会的ルールを習得する機会を設けている。	

(2) 食生活	
① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
【コメント】 団らんの場として、明るい雰囲気ですぐに食事が摂れる様に配慮している。高校生等はバイトで帰寮の時間が不規則になる為、個人差に応じて食事時間に配慮している。個別のコミュニケーションも大事にしており、個別外出での外食等も取り入れている。年齢、個々の体型に合わせた量の盛り付けにも心がけている。	
② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】 定期的に嗜好調査を実施し、献立に反映している。又、献立表は児童に分かりやすく表記する等の工夫をしている。食育の一環として、月1回は子ども達を交え、献立から自分達で調理する機会を設けている。	
③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
【コメント】 郷土料理(ご汁、すいとん)や季節の料理等に触れる機会を持ち、食文化を継承できる様にしている。十分ではないが、調理会や食事会を実施し、買い物や基礎的な調理技術の習得の機会としている。又、食品分類やおやつづくり方等、栄養についての正しい知識等を教えている。	
(3) 衣生活	
① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】 常に衣服は清潔で体に合い、季節に合ったものを着用している。季節の衣類等は、発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
(4) 住生活	
① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】 子ども達も手伝って庭はきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。設備や家具什器については、汚れていたり壊れていたりしていない。月1回、安全点検を行っており、破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。日常的に清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につく様にしている。	
② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】 小規模グループでの養育を行う環境作りに配慮しており(現在1グループ11人)、中学生以上は極力個室としている。相部屋であっても、家具の配置やカーテン等でプライバシーを確保出来る様に工夫し、個人の空間が確保されている。	
(5) 健康と安全	
① A27 発達段階に応じ、身体(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 職員に看護師を配置し、児童の健康状態に目を配り、また子どもからの訴えに耳を傾け必要に応じて通院対応をしている。危険な行為や事故防止、交通ルール等に付いて、日ごろから子どもたちに教えている。寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。	
② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 健康状態を把握し、必要に応じて通院対応している。看護師の配置を行い、適切な健康管理を行っている。又、普段から嘱託医と連携を図るとともに、近隣の医療機関に掛かり、指示助言を得ている。健康上特別な配慮を要する子どもに付いては、医療機関と連携して日頃から注意深く観察し、対応している。	

(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】 性教育に付いて、助産師を招き職員・児童ともに正しい知識を得る機会を設けている。子どもたちには性教育委員会を中心に、実施年齢・発達段階あるいは障害の状況に応じ個別に対応すると共に、男女別年齢別の児童へ性教育を行っている。		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】 日用品の他、身につけるものは個人所有とし中学生以上になると自ら買い物に行き、好みの物を購入する様になっている。個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
【コメント】 写真は行事や外出ごとに撮影している。成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。高齢児は自己管理している。子どもが施設を退所する時に、成長記録（アルバム等）が手渡されている。		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】 処遇困難児の対応については、職員間で協議し、統一した対応を図っている。また関係機関との連携や心理士の活用を行っている。施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】 日ごろから、児童の言動に注意を払い、子どもとのコミュニケーションを大切にしている。生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】 強引な引き取りが考えられる場合、児童相談所とも相談し、対応に付いて職員間で情報共有し、子どもの安全を保障している。強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全に付いても配慮がされている。		
(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 心理的支援を行う事ができる有資格者を配置し、心理療法室を設置して心理的支援を行っている。心理士による職員相談の他、児童精神科医への相談体制も整っている。心理的な支援を必要とする子どもに付いては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。		

(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 職員の日常的な学習支援の他、園内学習塾、個人学習ボランティア、園外塾へも参加でき、それぞれに応じた学習支援を行っている。静かに落ち着いて勉強できる様に個室スペースや学習室を用意する等、学習のための環境作りの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。障害を持つ児童の為、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学支援も行っている。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 進路決定にあたっては、本人の意向を基に学校、児相、保護者等とも十分協議し決定する。早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。地域で、子ども達を資金面からサポートするべく「エールを送る会」が発足しており、個人・事業所・団体より寄付金を募り、継続的な支援が行われている。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】 社会・就労体験・児童自立サポーターズによる支援・インターンシップの活用等、就職・進学に繋がる支援を実施している。アルバイトも社会体験の場として積極的に奨励している。商業簿記資格や機械操作・運転免許・フォークリフト免許等、各種の資格取得を積極的に奨励している。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所等の措置機関、家族との調整・連携を図っている。学校行事には、必要に応じ保護者にも参加を促している。面会、外出、一時帰宅等を取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 家族間交流については、関係機関と調整をしながら取り組んでいる。施設内に、親子訓練室が設置され面会、宿泊を伴う家族間交流の場として利用している。家庭支援専門相談員を中心にケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行う等、再構築の為の支援方針が明確にされ、寮長連絡会に於いて施設全体に情報共有されている。		
(13) スーパービジョン体制		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
【コメント】 研修担当を始め、管理者、監督者がスーパーバイザーの任にあたり、職員支援を行っている。基幹的職員を3人配置している。職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる様な取組として、心理士による心理士発達勉強会が開催されている。		